サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第２号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第３号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対する意見

2025 年 1 月 10 日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、2024 年 11 月にサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が公表したサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第２号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第３号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会に感謝するとともに、再公開草案という形で丁寧な基準開発プロセスが経られたことを歓迎する。

以下、本公開草案の質問項目についてコメントする。

質問
本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

当協会は、指標の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と一致しない場合、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間に合わせることを明確にするという本提案に同意する。

サステナビリティ関連財務開示が財務諸表を補完するものであり、両者の一体的な利用を通じて意思決定に有用な情報の提供を望む投資家のニーズに応えるという目的を達成する観点から、サステナビリティ情報と財務諸表とがつながりのある形で開示されることが極めて重要である。この観点からは、両開示の報告期間の一致は根本的な問題であり、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を策定する際、財務諸表の報告期間と一致した開示を求めた経緯を考えても、コア・コンテンツを構成する指標の算定期間が報告期間と整合的であるかどうかは、情報の有用性を大きく左右する問題である。

また、報告期間の不一致がある場合に財務情報との結合性が大きく損なわれることが懸念される。仮に、サステナビリティ情報における指標の算定期間が財務諸表の報告期間と異なる場合、原単位情報に期ずれが生じ、年度単位で正しく把握できないことなどによって、情報の有用性が損なわれる。さらに、温室効果ガス（以下「GHG」という。）の種類によって算定期間が異なるため、集計した際に、複数の算定期間で算定された測定値が合算される点も問題と考える。

企業が晒される気候関連のリスクによっては、GHG 排出量の情報は重要な経営情報となる。その

ような状況では、信頼性のある排出量情報を適時に把握する必要があると考えられ、特に重要性の高い排出源については月次管理・モニタリングを実施することが望ましく、そのための情報収集プロセスを構築することが期待される。適切な情報収集プロセスが構築された後には、月次報告のためのデータ収集は過大なコストを伴うものではないと考えられる。他方、少量排出源に関しては、重要性の判断による簡便的な方法（例えば、法令上の報告期間データの採用）によることも可能であると考える。

以上の考えから、当協会は、本公開草案の提案に賛成する。

以　　上